

浚渫業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

この特記仕様書は、令和6年度に甲府市が発注する浚渫業務委託に適用する。
なお、本特記仕様書に明示なき一般的事項は、土木工事共通仕様書によるものとする。

第2条（委託工期）

本委託の工期は、雨天・日曜日・祝日及び年末年始休暇を含んでおり、工期内完成を図るものとする。ただし、やむを得ず休日等に作業を行う必要がある場合は、監督員に打合簿にて休日作業届を提出すること。

第3条（施工中の退避時の措置について）

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、監督職員と協議し施工計画書に記載の上、監督職員に提出し実施するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第4条（関係法令等の遵守と手続き）

業務実施にあたっては、道路法、道路交通法、河川法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

また、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

第2章 業務関係

第1条（事前調査）

水道、電柱等が業務を実施するにあたって支障となり、移設の必要が生じる際は、その対応方法を管理者及び監督員と協議するものとする。

また、水路内に取水口等がある場合は、取水量増減が発生しないよう、地元調整を行うこととし、十分注意するものとする。

第2条（保安設備）

1. 道路を規制する必要が生じた場合は、道路の使用許可条件を遵守するとともに、必要に応じて危険防止策を設置し、夜間においては保安用の夜間照明設備を設置して危険防止対策を施すこと。
2. 業務区域内での車両の運行又は歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導員を配置し、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措置を講じること。なお、

交通誘導員の配置が必要となった場合は監督員と協議のうえ変更の対象とする。

第3条（施工位置、施工方法）

施工位置及び施工方法については別紙設計書の通りであるが、必要に応じ監督員と現地立会いを行い着手するものとする。立会いの結果、当初設計によりがたい場合は監督員と協議するものとする。

第4条（業務一般）

1. 業務着手にあたっては、近隣住民等の関係者やその他関係機関に対し、情報共有を適確に行うとともに、状況に応じて必要な協議を行い、円滑に業務が遂行されるよう努めるものとする。併せて、有用な情報は、適宜監督員に報告すること。
2. 資材置場、防火、清掃、詰め所、その他等の維持に必要な措置を講じ、規模構造等については必要最低限とすること。業務終了後は、原形に復旧するものとする。
3. 本業務に関する仮設工については、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。
4. 業務期間中出水が予想される場合は、仮設、伐採木等を流水の支障となる箇所から撤去を行い、流水を阻害しないよう配慮すること。
5. 段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、次のものとする。

1) 段階確認の施工計画作成

段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成すること。なお、施工計画書に含めて提出しなければならない。

2) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、事前に社内検査結果出来形及び写真を監督員に提出すること。

3) 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料（段階確認箇所・段階確認内容・段階確認工程表該当部分明示・社内検査結果出来形及び写真）を事前に作成し、監督員に提出すること。

6. 本業務着手にあたっては、着手前に起工測量を行い、土砂の堆積状況を把握しその結果を基に監督員と協議した上で、施工区間や浚渫方法など施工内容を決定するものとする。
7. 浚渫土は、建設副産物処理基準〔4〕設計・積算・施工の3. 建設発生土の②指定処分Bの処分によるものとする。ただし、近隣地権者からの埋立要望等により、発生土を流用する場合には監督員に協議することとする。
浚渫土量は、搬出先において測量等により計測し、結果を打合せ簿にて監督員に提出すること。また、搬出先について、受入地名称・運搬距離・運搬経路・その他諸条件等を施工計画書により監督員の承諾を得ること。
8. 請負者は、本業務から建設発生土を当該業務現場の市町村から、他の市町村へ100m³（地山量）以上搬出する場合は、搬出前に指定様式により搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する次の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

1. 業務件名、業務概要、業務場所
2. 業務発注機関名、業務発注機関監督員名、連絡先
3. 業務請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
8. 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

※搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

9. その他、上記の軽微な変更以外で設計通りの施工が不可能な場合は、その内容について事前に監督員と協議し、解決策を決定するものとする。

なお、協議においては甲府市で定める打合簿を鏡として添付した協議書を提出するものとする。

第5条(再委託体系図の作成及び提出)

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した再委託体系図の内容に変更が生じた場合は、その都度変更したものを遅滞なく監督員に提出するものとする。

なお、提出は「打合簿」によるものとする。ただし、メールによる提出も可能とするが、この場合は後日打合簿を提出するものとする。

第6条(周辺住民への業務周知)

業務に当たっては、近隣住民等の関係者やその他関係機関に対し、情報提供を適確に行うとともに状況に応じて必要な協議を行い、円滑に業務が遂行されるよう努めるものとする。併せて、有用な情報は、適宜監督員の報告するものとする。

なお、回覧文書については事前に監督員に打合せ簿をもって提出し、承諾を得るものとする。

第7条(交通誘導警備員について)

1. 交通誘導員の配置は想定していないが、社会的要件、現地精査に基づき配置が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

第3章 その他

第1条(疑義)

この特記仕様書によりがたい場合又は疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

第2条（書類）

業務中、監督員に提出するすべての書類について、所定の書式（打合簿）により、提出するものとする。

第3条（現場の美観）

現場内にゴミ入れ・吸殻入れ等を配置し、周りの民地、官地に捨てることのないよう美観に努め、現場で沿線住民等に不快感を抱かせないよう現場管理を徹底すること。

第4条（再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の提出）

1. 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本業務委託は、建設副産物実態調査の対象であり、請負者は国土交通省のホームページから「「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はセンサスに対応していないため不可）

業務完了後は速やかに、当初入力したデータを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD等により監督員に提出するものとする。

なお、入力したデータは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省の「ホームページからダウンロードして入手すること。

URL：

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-18建設副産物第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準〔5〕再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準〔7〕再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

第5条（成果品の提出）

本業務委託の成果品は、甲府市が発注する公共土木工事と同等のものとし、業務委託の工期内に発注者へ提出するものとする。